

公益財団法人静岡県国際交流協会の理事及び監事
並びに評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人静岡県国際交流協会(以下「この法人」という。)の定款第14条及び第27条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 理事及び監事並びに評議員は無報酬とする。ただし、常勤理事に対しては、報酬等を支給することが出来る。

(常勤理事の報酬の種類及び通勤手当)

第3条 常勤理事の報酬等は、本給及び特別手当とする。

2 前項に定める報酬等のほか、常勤理事には、通勤手当を支給することが出来る。

(報酬の支払い方法)

第4条 常勤理事の報酬は、その金額を通貨で、直接支払うものとする。ただし、法令に基づき常勤理事の報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 常勤理事が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことが出来る。

(報酬の支給日)

第5条 常勤理事の報酬(特別手当を除く。)は、その月の月額的全額を毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日にあたるときは、公益財団法人静岡県国際交流協会職員就業規程第14条2項に基づき、静岡県職員の例により支給する。

(報酬の決定基準)

第6条 常勤理事の報酬は、評議員会の決議によって定められた報酬の総額(別表)の範囲内において、理事会で決定するものとする。

(通勤手当)

第7条 通勤手当の月額は、公益財団法人静岡県国際交流協会職員就業規程第14条2項に基づき、静岡県職員の例により規定する額とする。

2 通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、公益財団法人静岡県国際交流協会職員就業規程第14条2項に基づき、静岡県職員の例によるものとする。

(特別手当)

第8条 特別手当は、公益財団法人静岡県国際交流協会職員就業規程第14条2項に基づき、静岡県職員の例により支給する。

(日割り計算)

第9条 新たに常勤理事となったものには、その日から報酬(通勤手当及び特別手当を除く。以下この条について同じ)を支給する。

2 常勤理事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤理事が死亡により退職した場合には、その日までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外の時は、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、評議員会における承認を受けて、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人静岡県国際交流協会の設立の登記の日から施行する。

別表(常勤の理事の報酬月額)

報酬月額	408,000円
------	----------